

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) 支給要領

1 趣旨・目的

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス感染症（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが報告された感染症（COVID-19。以下「コロナウイルス感染症」という。))の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保することを目的として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」(以下「支援金」という。)を支給対象者に支給することができるものとする。

2 支給対象者

支援金の支給対象者は、次の(1)から(6)のいずれにも該当する保護者とする。

(1) 次の①又は②のいずれかに該当する者であること。

① 小学校等のうち、コロナウイルス感染症に関する対応として「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(令和2年3月24日文部科学省。以下「ガイドライン」という。)等に基づき、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をした者

※ 臨時休業その他これに準ずる措置(以下「臨時休業」という。)とは、次に掲げるものである。

- a 小学校等がガイドライン等に基づき臨時休業や当該施設又は事業所利用の停止を行うこと。
- b 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること。
- c 特定の子どもについて、小学校等がコロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めること。

② 小学校等に就学又はこれを利用している子どもであって、次のいずれかに該当し、小学校等から登校等の自粛等が認められた子どもの世話をした者

- ア コロナウイルス感染症に感染した子ども
- イ コロナウイルス感染症に感染したおそれのある子ども
- ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又はコロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(2) 上記(1)の①については臨時休業の前に、上記(1)の②については子どもの世話をを行う前に、次の①から③のいずれにも該当する契約を発注者と締結していること。

- ① 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われていること。
- ② 発注者が存在し、業務従事・業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、当該発注者から一定の指定を受けていること。
- ③ 報酬が時間を基礎として計算されるなど、業務遂行に要する時間や業務遂行の結果に個人差が少ないことを前提とした報酬形態となっていること。

(3) 臨時休業が講じられた期間及び上記(1)の②の措置（以下「臨時休業措置」という。）に係る上記(2)の契約について、上記(1)の子どもの世話をを行うために、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめていること。

なお、上記(1)の①の保護者については、小学校等が臨時休業を講じた期間に係る仕事を当該子どもの世話をを行うために取りやめた場合が支給対象となる。このため、春休み期間、夏休み期間、土曜日・日曜日・祝祭日など小学校等が元々休みの日に仕事を取りやめても、支援金の支給対象とはならないこと。

上記(1)の②の保護者については、小学校等が元々休みの日であるか否かにかかわらず、当該子どもの世話をを行うために仕事を取りやめた日が支援金の支給対象となること。

- (4) 雇用保険被保険者でないこと。
- (5) 労働者を使用する事業主でないこと。
- (6) 国家公務員又は地方公務員でないこと。

3 保護者

保護者は、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する子どもについて、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者（子ども・子育て支援法）のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族（民法）とする。

- (1) 臨時休業を講じたものに就学又はこれを利用している子どもであること。
- (2) 小学校等に就学又はこれを利用し、コロナウイルス感染症に感染又は感染したおそれのある子どもであること。
- (3) 小学校等に就学又はこれを利用し、医療的ケアが日常的に必要な子ども又はコロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもであること。

4 小学校等

小学校等は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当するものとする。ただし、障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）及びフリースクール（高等学校相当まで）を含むものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（全ての部）（学校教育法）
- (2) 各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
- (3) フリースクール（小学校相当）
- (4) 保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後等デイサービス、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）（児童福祉法）
- (5) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- (6) 延長保育事業（子ども・子育て支援法）
- (7) 短期入所サービスを行う施設、日中一時支援事業を行う施設及び地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）

5 支給対象期間

支援金の支給対象期間は以下の(1)又は(2)のうち、臨時休業措置が講じられた期間とする。

- (1) 令和2年2月27日から同年3月31日までの間
- (2) 令和2年4月1日から同年9月30日までの間

6 支給対象日

支援金の支給対象日は、支給対象期間のうち、上記2の(3)の発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめた日とする。ただし、当該日の一部（時間）でも、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を行った日は支給対象日から除くものとする。

7 支給額

支援金の支給額は、

- ・上記5の(1)については支給対象日数に日額4,100円を乗じて得た額
 - ・上記5の(2)については支給対象日数に日額7,500円を乗じて得た額
- とし、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「局長」という。）は、予算の範囲内において支給することができる。

8 支給申請

(1) 支給申請期間

支援金の支給申請期間は令和2年12月28日まで（消印有効）とする。

(2) 申請方法

① 支援金の受給を希望する支給対象者は、支給申請期間内に別添様式第1号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書」（以下「申請書」という。）に記入及び署名等の上、下記②の証拠書類を添付して、学校等休業助成金・支援金受付センター（以下「受付センター」という。）に郵送（特定記録等の申請者が差し出した記録を残すこと。）にて支給申請（以下支給申請を行った支給対象者を「申請者」という。）する。

② 支援金の受給を希望する支給対象者は、上記①の支給申請を行う場合は、申請書に次のアからオまでに該当する証拠書類を添付するものとする。

ア 保護者であることを証する書類

(ア) 子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書（発行日から3ヶ月以内。マイナンバー不要。）の原本1通

(イ) 子どもとの同居を伴わない親族等が保護者である場合は、上記(ア)に加え、別添様式第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）保護者（別居）申立書」及び戸籍謄本等の子どもとの続柄が分かる公的機関が発行した書類の写し1通

イ 臨時休業措置の講じられた日等を証する書類

(ア) 臨時休業（上記2（1）①）が講じられた日又は期間が分かる小学校等から保護者に通知された学校だより、小学校等のホームページや電子メール等（臨時休業の講じられた日又は期間が分かるもの。）の写し1通

(イ) コロナウイルス感染症に感染又は感染したおそれのある子ども、医療的ケアが日常的に必要な子ども又はコロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をした場合は、小学校等が登校等しないことを認めたことが分かる書類の写し1通

なお、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは次に掲げるものであること。

a 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども

b 透析を受けている子ども

c 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子ども

ウ 発注者と締結した業務委託契約等を証する書類（次の(ア)から(ウ)までのいずれか）

(ア) 発注者と締結した臨時休業措置の期間に係る業務委託契約書又は発注者・支給対象者双方の契約内容が分かる電子メール等（契約締結日、発注者名（会社名）、支給対象者名、業務内容、業務遂行（予定）場所、業務遂行（予定）日時、報酬の算出方法など報酬の支払が行われることが分かるもの。）の写し1通

(イ) 臨時休業措置の期間に係る別添様式第3号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）業務委託契約等契約申立書」（以下「申立書」という。）の原本1通

(ウ) 過去2ヶ月間に同一の発注者と締結した業務委託契約書又は発注者・支援対象者双方の契約内容が分かる電子メール等（契約締結日、発注者名（会社名）、支給対象者名、業務内容、業務遂行場所、業務遂行日時及び報酬の算出方法など報酬の支払が行われることが分かるもの。）の写し1通

エ 振込口座を確認する書類

申請者本人名義の通帳又はキャッシュカード（申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号が分かるもの。）の写し1通

オ その他

厚生労働省雇用環境・均等局総務課（以下「総務課」という。）が必要と認める書類

9 申請書等受付

受付センターは、上記8の(2)により申請者から申請書及び証拠書類を受領した場合は、次の(1)から(4)の手順により、申請書及び証拠書類の受付を行う。

- (1) 申請書の記入・署名等の漏れがないことを確認する。
- (2) 申請書の記載内容に応じて、所要の証拠書類が添付されていることを確認する。
- (3) 申請書の記載内容と証拠書類との突合・証拠書類等に基づく補正等を行い、申請書の記入漏れがないこと等の確認が終了した場合は、申請書の空白箇所に受付印を押印の上、総務課が別に定める「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）申請者一覧」（以下「申請者一覧」という。）を作成する。
- (4) 総務課が指定する場所に、申請者一覧を電子メールにて送信するとともに、受付印が押印された申請書及び証拠書類を郵送する。

なお、申請書の記入漏れ等が認められる場合は、別添様式第4号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書等の返送について」を作成し、申請書及び証拠書類を添付の上、申請者に返送するものとする。

10 支援金の支給

(1) 審査

局長は、上記9の(4)により受付センターから申請者一覧、申請書及び証拠書類を受領した場合は、申請書及び証拠書類のほか、必要に応じて、発注者・小学校等又は申請者等から疎明や申請者に対して追加資料の提出を求め、上記2から7までの要件等に係る審査を行う。

(2) 通知

局長は、上記(1)による審査の結果について、別添様式第5号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給（不支給）決定通知書」により、申請者あて審査結果等を通知するとともに、支援金の支給に向けた手続きを速やかに行う。

なお、支援金の支給は、申請者が指定した銀行等への口座振込みにより行う。

11 不支給要件

支援金は、上記の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (2) 破壊活動防止法の暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している者
- (3) 局長が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、支援金の不正受給が発覚した場合、支給を受けた支援金の返還等について、承諾していない者
- (4) 本支給要領に従うことについて、承諾していない者

12 支援金に係る不正受給又は過誤払いへの対応

(1) 支援金の不正受給

支援金の不正受給とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当する。ただし、申請書に事実と反する記載があった場合であっても、当該記載誤りが故意によらないものと認められる場合は不正の行為には該当しない。）により本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとするをいう。

(2) 不正受給が疑われる場合の対応

① 局長は、提出された申請書について審査を行い不審な点がみられる場合等に不正受給に係る調査を開始する。調査に当たって必要となる申請者等関係者から関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等については、局長が委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。

なお、既に支給した支援金について調査を行う場合は、上記と同様の対応とする。

② 局長は、①の調査の結果、不正受給であることが判明した場合には、不正受給を行った申請者に対して、別添様式第6号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給決定取消及び返還通知書」（以下「返還通知書」という。）により、支給した支援金の全部又は一部を取り消し、③に定める額を返還させる旨の通知を行うものとする。また、不正受給を行った申請者に対しては、上記の手続きを行った上で、不正受給とした日又は支援金の支給を取り消した日以降は当該申請者に対して支援金を支給しないこととする旨を、あわせて返還通知書により通知する。

③ 不正受給を行った申請者は、不正受給により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払う義務を負う。

(3) 過誤払いがあった場合の対応

局長は、申請者に本来支給すべき支援金の額を超えて支援金の支給を行った場合は、当該申請者に対して、返還通知書により、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額にかかる支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

13 支給台帳への記入等

局長は、支給又は不支給の決定若しくは取り消しを行う毎に、総務課が別に定める「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給台帳」に所要事項を記入するとともに、申請書及び証拠書類を当該支給又は不支給の決定日の属する年度の終了後5年間保管する。

14 その他

- (1) 本要領は、令和2年3月18日から施行する。
- (2) 本要領の一部改正は、令和2年4月7日から施行し、令和2年2月27日に遡及して、これを適用する。
- (3) 本要領の一部改正は、令和2年4月15日から施行し、令和2年2月27日に遡及して、これを適用する。
- (4) 本要領の一部改正は、令和2年6月12日から施行し、令和2年2月27日に遡及して、これを適用する。
- (5) 本要領に定めのない事項については、総務課が別に定める。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給申請書

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」に基づく、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

申請日： 令和2年 月 日

申請者	(フリガナ) 氏名			住所	(千 ー)				市 区 町 村
	生年月日	昭平	年 月 日		都 道 府 県				
子ども	(フリガナ) 氏名			小学校等 名称					
	生年月日	平令	年 月 日		小学校等 の休業等 期間	①	令和2年	月	日
	子との続柄					②	令和2年	月	日
振込希望金融機関	(フリガナ) 金融機関名 ・支店名			(フリガナ) 支店					
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード	店舗コード	口座番号	(普通・当座) ※いずれかに○を 付けてください				
	ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)						

1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。	<input type="checkbox"/>
2. 私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。	<input type="checkbox"/>

確認の上、チェックしてください。↑

申請内容(上記及び別表1・2)に相違ありません。

令和2年 月 日

申請者(本人自署)
※手書きのみ可

印

※ 申請には、申請書と次の書類等が必要です。
申請される前に、次の書類等が揃っているか、必要な内容がわかるものかご確認ください。

子どもが同居する世帯全員が記載されている
住民票記載事項証明書(原本)はありますか。(はい・いいえ)

子どもとの同居を伴わない親族等の場合は、「保護者(別居)申立書」
(様式第2号)及び戸籍謄本等(写し)はありますか。(はい・いいえ)

小学校等の臨時休業が講じられた日又は期間が分かる書類等がありますか。(はい・いいえ)
例：学校だより、小学校等のホームページやメール、連絡帳、市町村の広報誌等

コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども等の世話をした場合は、
小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類はありますか。(はい・いいえ)
例：小学校等からのメール、連絡帳、医師の診断書や薬の領収書、申立書等

発注者と締結した業務委託契約等の分かる書類等がありますか。(はい・いいえ)
例：契約書、発注者と申請者双方のやり取りで契約内容が分かる電子メール等、
契約書等がない場合は、発注者と申請者の連名により作成した「業務委託契約
等契約申立書」(様式第3号)

※ 業務委託契約等の分かる書類等には、次の内容が記載されていますか。(はい・いいえ)
→ ◇契約締結日 ◇発注者名(会社名) ◇申請者名 ◇業務内容
◇就業(予定)場所 ◇就業(予定)日又は期間 ◇報酬

申請者本人名義の通帳又はキャッシュカードの写しはありますか。(はい・いいえ)
注：申請者氏名、銀行名(支店名)、口座番号が分かるページ・面の写し

過去において本支援金を申請し、同一日について既に支給又は不支給決定がなされた日については、
再度の申請はできないことにご注意ください。

私は、令和2年2月27日から令和2年3月31日までの小学校等の休業日、あるいは、小学校等が登校等しないことを認めた日のうち、次の日について、子どもの世話をを行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事をとりやめました。

日付	2月27日	2月28日	2月29日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	支給対象日(数)	
小学校等休業日											日	
仕事をとりやめた日											日	
支給対象日											日	

支給申請額(2月～3月)	支給対象日(数) 【2月～3月の合計日(数)】		日 × 4,100 円 =	円
--------------	----------------------------	--	---------------	---

----- 【以降の表の記載は4月～9月以降の支援金分となります】 -----

私は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に小学校等の休業日、あるいは、小学校等が登校等しないことを認めた日のうち、次の日について、子どもの世話をを行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事をとりやめました。

【4月】

日付	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日	4月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日		4月の支給対象日(数)				
小学校等休業日								日 …(A)				
仕事をとりやめた日								日 …(A)				
支給対象日								日 …(A)				

【5月】

日付	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	5月の支給対象日(数)				
小学校等休業日								日 …(B)				
仕事をとりやめた日								日 …(B)				
支給対象日								日 …(B)				

【6月】

日付	6月1日	6月2日	6月3日	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月9日	6月10日	6月11日	6月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	6月13日	6月14日	6月15日	6月16日	6月17日	6月18日	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日		6月の支給対象日(数)				
小学校等休業日								日 …(C)				
仕事をとりやめた日								日 …(C)				
支給対象日								日 …(C)				

【7月】

日付	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	7月22日	7月23日	7月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	7月の支給対象日(数)
小学校等休業日								日・・・(D)
仕事をとりやめた日								
支給対象日								

【8月】

日付	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	8月の支給対象日(数)
小学校等休業日								日・・・(E)
仕事をとりやめた日								
支給対象日								

【9月】

日付	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	9月の支給対象日(数)
小学校等休業日							日・・・(F)
仕事をとりやめた日							
支給対象日							

支給申請額(4月～9月)	支給対象日(数) 【A～Fの合計日(数)】	日 × 7,500 円 =	円
--------------	--------------------------	---------------	---

【春休み期間・夏休み期間記入欄】

小学校等の春休み期間(元々春休みとして予定されていた期間)

令和2年	月	日	から
令和2年	月	日	まで

小学校等の夏休み期間

令和2年	月	日	から
令和2年	月	日	まで

※ 春休み期間、夏休み期間、土曜日・日曜日・祝祭日など小学校等が元々休みの日については、以下の子どもの世話をした場合のみ支援金の支給対象となります。

小学校等に通う子どもであって、以下のア～ウのいずれかに該当し、小学校等が登校等をしないことを認めた子ども(添付書類として、小学校等が登校等をしないことを認めたことが分かる書類の写しが必要です。)

- ア コロナウイルス感染症に感染した子ども
- イ コロナウイルス感染症に感染したおそれのある子ども
(発熱等の風邪症状のある子ども、コロナウイルス感染者との濃厚接触者である子ども)
- ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども、コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

【記入要領】

本申請書の記入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」を必ずご確認の上、日本語・アラビア数字で記入をお願いします。なお、記入にあたっては、黒色又は青色のボールペンでお願いいたします。

1 申請者欄

- ① 業務委託契約等でお仕事をされている雇用保険の被保険者・労働者を使用する事業主及び公務員以外の方で、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した児童、医療的ケアが日常的に必要な児童等の世話をするために、業務委託契約等の契約解除してお仕事を休まれた親等が申請することができます。
- ② 「氏名」、「住所」は住民票記載事項証明書に記載されているものを記入してください。
- ③ 「子ども」欄に記載したお子様が同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書(発行日から3ヶ月以内。マイナンバー不要。)の原本を提出してください(申請者全員)。
- ④ 申請者と「子ども」欄に記入したお子様が別居している場合は、別添様式第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)保護者(別居)申立書」を作成の上、申請者とお子様の関係性が分かる戸籍謄本の写し等の市役所等が発行した証拠書類と併せて追加提出願います。
- ⑤ 「子ども」欄に記入したお子様との続柄を証明する市役所等の公的機関が発行した証拠書類が添付されていない場合は、支給対象者の要件の該当有無が判断できないため、申請できません。

2 子ども

- ① コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染した恐れのある児童、医療的ケアが日常的に必要な児童等、世話をを行ったお子様について、記入してください。
- ② 世話をを行ったお子様が複数おられる場合は、小学校等に通っておられる対象となるお子様1名を記入してください。ただし、障がいをお持ちのお子様がおられる場合は、小学校等に通っておられる障がいをお持ちのお子様を優先して、記入してください。なお、障がいをお持ちのお子様には、身体障害者手帳等の障害者手帳をお持ちでないお子様も含まれます。
- ③ 「子との続柄」は、「申請者」欄に記入された方と記入いただいたお子様との続柄を記入してください。
- ④ 「小学校等の休業等の期間」は、学校だよりや学校のホームページなどで確認できる新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となった期間を「①」欄に記載してください。
また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等が延長となった場合やお子様が多数の小学校等に通われており、①の期間以外の期間も新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となっている場合は、「②」欄も記載してください。

3 振込希望金融機関

- ① 支援金の支給は、申請者の指定する金融機関への振込により行います。
- ② 金融機関は、ゆうちょ銀行とそれ以外の銀行等のいずれかを記入願います。ただし、じぶん銀行、大和ネクスト銀行及びGMOあおぞらネット銀行は指定できません。
- ③ 記入いただいた口座について、金融機関名、口座番号及び口座名義が確認できるキャッシュカードや通帳等の写しを添付してください(申請者全員)。

4 承諾

- ① 「1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。」に該当する場合はチェックしてください。
- ② 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」をご覧になり、本支給要領に従うことを承諾いただいた場合に、チェックしてください。
- ③ 「申請内容(上記及び別表1・2)に相違ありません。」には、申請者本人の自署にて申し立てを行った月日と氏名を記入いただくとともに、押印(シヤチハタ等の浸透印タイプの印章を除く)をお願いします。
- ④ 「1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。」にチェックのない場合は、本支給要領に基づく支援金の支給対象とはなりません。また、2. 「私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。」にチェックのない場合、申請者本人の申立てに記入のない場合は、本支給要領に基づく支援金は支給しません。

5 小学校等休業日

- ① 上記「子ども」の「小学校等の休業等期間」に記入いただいた期間のうち、春休み期間、夏休み期間、土曜日・日曜日・祝祭日など小学校等が元々休みの日を除いた日に「○」を記入してください。
- ② 上記①のほか、仕事を取りやめて新型コロナウイルス感染症に感染したお子様等の世話をを行った日は「●」を記入してください。
- ③ 学校だよりや学校のホームページなど、小学校等の臨時休業等の日(期間)が確認できる資料を添付してください(申請者全員)。
- ④ お子様が発熱等の風邪症状が見られる、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した、又は医療的ケアが日常的に必要な等で、臨時休業等の日以外の日で小学校等を休まれている場合は、小学校等からの登校自粛要請や承諾を受けている連絡帳等の証拠書類を提出願います。
- ⑤ 臨時休業措置が講じられている期間又は日について、上記③又は④の証拠書類で確認できない場合は、その日については、支給対象日として認定できません。

6 仕事を取りやめた日

- ① コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した児童等の世話をするために、業務委託契約等に基づく仕事を取りやめた日に「○」を記入してください。
- ② 発注者と締結した業務委託契約書又は発注者・支援対象者双方の契約内容が分かる電子メール等の写しを添付してください。ただし、契約の締結日、発注者の名称(会社名)、申請者の氏名、業務の内容、業務を行う場所及び日時、報酬額(算出方法)が確認できるものを添付してください。
なお、臨時休業期間に係る業務委託契約書がない場合は、直前の2ヶ月分のものでも差し支えありません。
- ③ 口頭での業務委託契約等であること等により、上記②の写しが提出できない場合は、別添様式第3号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)業務委託契約等契約申立書」を、申請者及び発注者の合意の上で作成し、原本を添付してください。
- ④ 業務委託契約等の契約を解除してお仕事を休まれた日について、上記②又は③の証拠書類で契約の締結日、発注者の名称(会社名)、申請者の氏名、業務の内容、業務を行う場所及び日時、報酬額の算出方法が確認できない場合は、その日については、支給対象日として認定できません。

7 支給対象日

上記5に「○」又は「●」及び上記6に「○」を記入した日に「◎」を記入の上、「◎」を記入した日数の合計を「支給対象日(数)」欄に記入してください。

8 支給申請額

2月27日～3月31日までの間については、「支給対象日(数)」欄に記入した日数に4,100円を乗じて得た額を記入してください。
4月1日～9月30日までの間については、「支給対象日(数)」欄に記入した日数に7,500円を乗じて得た額を記入してください。

【注意】

- ① 申請先は、厚生労働省ホームページや、学校等休業助成金・支援金等コールセンター(0120-60-3999)にご確認ください。
- ② 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」の支給申請期限は、令和2年12月28日まで(消印有効)となっております。
- ③ 支給審査のため、厚生労働省雇用環境・均等局や申請書受付業者(業者については厚生労働省ホームページを確認願います)から、発注者・公的機関等に要件確認を行う場合がありますが、申請者本人に直接連絡させていただくことはありません。

(別添様式第2号)

令和2年●月●日

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

(申請者住所)
(申請者署名)印

(親権者住所)
(親権者署名)印
(親権者連絡先)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)保護者(別居)申立書

●●(申請者氏名)は、●●(親権者氏名)は、(子どもの世話ができなかった理由)であったことから、●●(世話をした子ども氏名)の世話をするため、●●(発注者名)と●年●月●日に締結した下記の業務委託契約等について、令和2年●月●日(から●月●日の間)締結した業務委託契約等に基づく仕事を令和2年●月●日に取りやめたことを申し立てます。

なお、本申し立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと)を行った場合は、当該不正な受給を行った日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払うものとします。

※ 親権者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

記

- 1 発注者名
- 2 業務内容
- 3 業務遂行(予定)場所
- 4 業務遂行(予定)日

注：発注者と申請者は
異なっている必要
があります。

(別添様式第3号)

令和2年●月●日

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

(発注者住所)
(発注者名)印
(発注者連絡先)

(申請者住所)
(申請者氏名)印

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）業務委託契約等契約申立書

●●（発注者名）と●●（申請者氏名）は、●年●月●日に、締結した次の業務委託契約等について、●●（子どもの氏名）が通っている小学校等が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条）又はこれに準ずる措置を講じたこと又は、●●（子どもの氏名）が新型コロナウイルス感染症に感染または感染のおそれがあるとして小学校等から登校等の自粛を求められたことから、当該子どもの世話をを行うために、令和2年●月●日に締結した業務委託契約等に基づく仕事を令和2年●月●日に取りやめたことを申し立てます。

なお、本申し立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと）を行った場合は、当該不正な受給を行った日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払うものとします。

記

- 1 業務内容
- 2 業務遂行（予定）場所
- 3 業務遂行（予定）日時
- 4 報酬（具体的な算出方法）

(別添様式第4号)

令和2年●月●日

(申請者郵便番号・住所)
(申請者氏名) 殿

(受付センター郵便番号・住所)
(受付センター名) 印
(受付センター連絡先)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書等の返送について

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給要領」に基づき、令和2年●月●日付で支給申請があったところですが、下記の理由により、不備がありましたので、送付いただいた「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書」及び証拠書類を返送いたします。

（なお、再度申請を行う場合は、令和2年●月●日までに郵送にて提出願います。）

記

- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書（以下「申請書」という。）の●●に記載もれがありました。
- 証拠書類の添付漏れがありました。
()
- その他 ()

(別添様式第5号)

番 号
令和2年●月●日

(申請者郵便番号・住所)
(申請者氏名) 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長 印

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給（不支給）決定通知書

令和2年●月●日付け「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書」（以下「申請書」という。）で申請のあった標記の支援金については、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給要領」に基づき、支給に係る審査等を行った結果、下記のとおり決定したので通知する。

記

- 支給対象日を●日とし、支給額を●円とする。
なお、支給額については、指定された口座への振込により行う。
※支給額については、本通知書の日付よりおおむね1週間程度で指定された口座へ振込まれます。

- 次の事由により、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の支給は行わないものとする。

（理由）
〔 〕

(別添様式第6号)

番 号
令和2年●月●日

(申請者郵便番号・住所)
(申請者氏名) 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長 印

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給決定取消及び返還通知書

令和●年●月●日付け（番号）「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給（不支給）決定通知書」をもって貴殿に対して行った新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の支給決定のうち、下記1の金額について、下記2の理由により（全部・一部）を取り消したので、下記3の返還期限までに返還されるよう通知します。

記

- 1 返還金額 金●●●,●●●円
(うち支給額: 金●●●,●●●円)
(うち延滞金: 金●●●,●●●円)
(うち損害金: 金●●●,●●●円)

2 理由

- 3 返還期限 令和●年●月●日